

産前産後休暇・育児と業務の両立を支援し、子育てがしやすい職場環境の策定

行動計画

各職員がその専門性や技術・能力を発揮し、特に女性が安心して妊娠でき、産前産後休暇からの復帰後も仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 24 年 12 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日までの 6 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員に産休・育休についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 25 年 12 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 26 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び運営会および配布資料などによる職員への周知

目標 2：平成 25 年 12 月までに、小学校就学前の子を持つ職員含め職員全員が、有給休暇を 1 時間単位で取得できる制度を導入する。

<対策>

- 平成 25 年 12 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 26 年 1 月～ 制度の導入、運営会および配布資料などによる職員への周知